

## コーポレート・ガバナンスの充実に向けた上場制度の整備について

平成18年 1月24日  
証券会員制法人 福岡証券取引所

### 趣旨

上場会社は、自らの企業価値を高めるとともに、株主・投資者等を重視し、企業の社会的責任にも十分配慮しつつ行動することが、市場に関わる多くの関係者から期待されております。

本所は市場運営者の立場から、こうした上場会社として期待される様々な行動が、上場会社間で慣行として定着し、より高い水準へと改善されていくことを強く要望するとともに、適宜、その内容を規範として内外に明瞭化していく役割を担うべきであると認識しております。その意味で、適切なディスクロージャーの実現はもちろんのこと、企業経営の質的向上を実現するための経営システムを模索するコーポレート・ガバナンスの充実という課題は、まさによき上場会社としての慣行の定着が今後益々求められている分野であり、本所としても一定の役割を果たしていきたいと考えております。

そこで本所では、最近のディスクロージャーに対する不信感を醸成するような不祥事が続発している現状を踏まえ、上場会社における「適切なディスクロージャーに企業経営者が責任をもって取り組む意識の保持」及び「企業経営者の独走を牽制するための独立性のある社外の人材の適切な活用」を当分野における当面の目標とし、その実現を促進するため、各社のコーポレート・ガバナンスの取組み状況をより投資者に判りやすい形で提供するための手段として、従来のコーポレート・ガバナンスの施策等についての開示の方法を見直すなど上場制度を整備することとし、当該目標として掲げた意識やそれに基づく企業の施策を慣行として定着させていくよう働きかけていくこととします。

概要

項 目	内 容	備 考
<p>1. コーポレート・ガバナンスに関する開示</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに対する考え方(方針)及び基本情報等</p> <p>(2) 会社経営上の意思決定、執行及び監督その他のコーポレート・ガバナンス体制等の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株券の発行者は、以下のコーポレート・ガバナンスに関する事項について開示するものとします。</li>   <li>・ 自社におけるコーポレート・ガバナンスの目的等</li> <li>・ 資本構成、企業属性その他のコーポレート・ガバナンスに影響を与えうる各社個別事情等</li>   <li>・ 機関構成、組織運営等に係る事項 各機関及び各種委員会等の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 監査役設置会社又は委員会等設置会社の別</li> <li>b 人員構成(略歴・属性等)会社と会社の社外取締役(監査役)等との関係</li> <li>c 各種委員会の設置趣旨</li> </ul> </li> <li>取締役及び監査役の独立性 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 独立取締役(監査役)の有無</li> <li>b 独立性についての判断理由等</li> </ul> </li> <li>経営者に対するインセンティブ関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況</li> <li>b 役員報酬に関する開示の有無及び開示手段</li> </ul> </li> <li>社外取締役(監査役)へのサポート体制</li>   <li>・ 各種機能(方針及び手続き等を含みます。)に係る事項 業務執行・監査・監督機能 指名機能 報酬決定機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該体制等が自社にとって適切であると考えられる理由や当該体制等を採用したことによる成果等についても開示するものとします。</li>   <li>・ 独立取締役(監査役)とは、実質的にみて、当該会社との間で客観性及び中立性が確保され、独立した判断を下すことができる取締役(監査役)をいうものとします。</li>   <li>・ 各種意思決定に係るプロセス等が自社にとって適切であると考えられる理由についても開示するものとします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(3)株主その他ステークホルダーとの関係等  (4)内部統制システムの整備状況等  (5)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会の活性化、議決権行使の円滑化に向けての取組み状況</li> <li>・IRに関する活動状況</li> <li>・ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制システムについての基本方針及び整備・運用状況（リスク管理、内部監査、会計監査及びコンプライアンス体制等の整備・運用状況を含みます。）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敵対的買収防衛策の導入状況</li> <li>・その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制システム等を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図を添付資料として提出するものとします。</li> </ul>
2. 開示時期等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーポレート・ガバナンスに関する開示は、平成18年5月を目途に行うものとします。</li> <li>・開示内容に変更が生じた場合には、当該内容が軽微な場合を除き、その都度、修正するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該開示は、全ての上場株券の発行者を対象とするものとし、その内容については、事前に本所に報告するものとします。</li> <li>・今回の対応に伴い、決算短信でのコーポレート・ガバナンスの施策等についての開示は、平成18年3月1日以後に終了する事業年度に係る決算の内容の開示から要しないものとします。</li> </ul>

・実施時期（予定）

平成18年3月初旬を目途に実施します。

以 上